

目 次

【第 38 条 ((延納の要件)) 関係】

38－2 延納の許可限度額の計算..... 1

【第 41 条 ((物納の要件)) 関係】

41－ 1 物納の許可限度額の計算..... 2

41－ 1 の 2 将来の収入金額の減少が確実であると認められる場合における物納の許可限度額の
計算 4

【設例】

○事実関係..... 6

○物納の許可限度額の計算方法..... 6

《省略用語例》
この情報において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示す。
相続税法 ・ ・ ・ ・ ・ 相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）
相続税法施行令（相令） ・ ・ ・ ・ ・ 相続税法施行令（昭和 25 年政令第 71 号）
相続税法基本通達（相基通） ・ ・ ・ ・ 相続税法基本通達（昭和 34 年 1 月 28 日付直資 10）

【第 38 条((延納の要件))関係】

(延納の許可限度額の計算)

38-2 法施行令第12条に規定する延納の許可限度額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。

$$A - \{ (B + C + D) - ([E \times 3] + F) \}$$

(注) 算式中の符号は次のとおりである。

A～D (省略)

Eは、生活のため通常必要とされる1月分の費用。

(省略)

Fは、事業の継続のために当面必要な運転資金の額。

(省略)

(注) 前年の申告所得税の確定申告等に係る収支内訳書等から求めた1年間の事業に係る経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額を基礎とし、最近の事業の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額を加味した額に 3 / 12 (商品の回転期間が長期にわたること等の場合は事業の実態に応じた月数 / 12月) を乗じた額を用いて差し支えない。

※下線部分が改正部分である。

(改正)

【説明】

相続税法第38条第1項において、「税務署長は…納付を困難とする金額として政令で定める額を限度として、…延納の許可をすることができる」と規定されている。これを受けて、相続税法施行令第12条において「延納の許可限度額」の算出方法を規定している。本通達では、延納の許可限度額の算出方法を整理しているところ、納税者の支払能力を的確に勘案するため、事業の継続のために当面必要な運転資金の額の簡易的な算出方法(符号F注書き)について、以下のとおり改正を行った。

【改正内容】

(従来の取扱い)

1年間の事業に係る経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額(最近の実績に変動がある場合は、その実績を加味した額)に1 / 12 を乗じた額を用いて差し支えない。

(改正後の取扱い)

1年間の事業に係る経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額(最近の実績に変動がある場合は、その実績を加味した額)に 3 / 12 を乗じた額を用いて差し支えない。

【第 41 条((物納の要件))関係】

(物納の許可限度額の計算)

41—1 法施行令第17条に規定する物納の許可限度額の算出方法を算式で示せば、次のとおりである。ただし、納期限又は納付すべき日の翌日から、以下のEの年数が経過する日までの間において、年間の収入金額が、以下のBの額より減少することが確実であると認められる場合は、41—1の2によることができる。

$$A - \{ ((B - C - D) \times E + F) + (G - H) \} + I$$

(注) 算式中の符号は次のとおりである。

Aは、38—2により計算した額

Bは、前年の申告所得税の確定申告書等に係る収支内訳書等から求めた1年間の事業に係る収入金額(給与所得者の場合は前年の給与等に係る支給金額)から臨時的な収入に係る金額を控除した額。ただし、最近の事業の実績に変動がある場合は、その実績を踏まえて算出した額を加味して差し支えないものとする。

Cは、38—2のEの額に12を乗じた額

Dは、事業の継続のために必要な運転資金の額。事業の継続のために必要な運転資金の額とは、前年の申告所得税の確定申告等に係る収支内訳書等から求めた1年間の事業に係る経費の中から、臨時的な支出項目及び減価償却費を除いた額を当該金額とする。ただし、最近の事業の実績に変動がある場合には、その実績を踏まえて算出した額を加味して差し支えないものとする。

Eは、以下のいずれか短い年数とする。

(1) 当該物納申請税額を延納申請税額であるとみなした場合に、法第38条第1項の規定(措置法第70条の8の2第1項及び第70条の10第1項の規定を含む。)により延納が認められる最長年数(延納が認められる最長年数の区分が2以上ある場合は、それぞれの区分の最長年数に、当該区分に用いた財産の価額の合計額が課税相続財産の価額に占める割合を乗じて計算した年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。))を合計した年数とする。)

(2) 納期限又は納付すべき日(法第45条第2項の規定による申請又は法第48条の2第2項の規定による申請においては、申請書を提出しようとする日)における平均余命年数(法施行規則第12条の6((定期金給付契約の目的とされた者に係る平均余命))に定める平均余命とする。)

Fは、38—2のEの額に3を乗じた額に38—2のFを加えた額

Gは、臨時的収入の額。

なお、臨時的収入の額とは、おおむね1年以内に発生が見込まれる臨時的な金銭収入(貸付金の返還、退職金の給付の確定等)をいうものとする。

Hは、臨時的支出の額。

なお、臨時的支出の額とは、おおむね1年以内に発生が見込まれる臨時的な支出(事業用資産の購入等)をいうものとする。

Iは、Fの額

※下線部分が改正部分である。

(改正)

【説明】

相続税法第41条第1項において、「税務署長は…延納によっても金銭で納付することを困難とする…金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる」と規定されている。これを受けて、相続税法施行令第17条において「物納の許可限度額」の算出方法を規定し、本通達では、その算出方法を整理しているところ、①納税者の将来の収入の変化について柔軟に対応すること、②物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数の上限を相続税の納期限等における平均余命年数とすること及び③納税者の手元資金へ配慮することなど、令和7年度税制改正大綱の趣旨を踏まえ、以下のとおり改正を行った。

【改正内容】

1 将来の収入の変化についての対応

物納の許可限度額の計算における、延納によって納付することができる額は、前年の実績等を基に算定した年間の収入や生活費・事業経費が計算上の延納期間（物納の許可限度額の計算上控除する延納によって納付することができる額を求める際の延納期間をいう。以下同じ。）にわたって継続することを仮定して計算されていた。

納税者の将来の収入の変化について柔軟に対応する観点から、納期限後、計算上の延納期間の内において、収入金額の減少が確実であると認められる場合の計算方法を新設し、ただし書きにおいて収入金額の減少が確実であると認められる場合は、相基通 41－1 の 2 によることができることを明らかにした。

2 物納許可限度額の計算上の延納期間の改正（符号 E）

延納制度においては、相続財産の種類に応じて 5 年～40 年の延納年数が規定されている。他方で計算上の延納期間に係る年数については、最長の延納年数を一律に用いること（動産等に係るより短い延納年数を考慮しない計算方法）とされていた。また、老老相続により相続人が高齢化する中で、余命年数を超えて延納によって納付することができる額が計算される可能性が生じていた。

こうした点について納税者の支払能力を的確に勘案する観点から、計算上の延納期間に係る年数は、以下のいずれか短い年数とすることとした。

- (1) 当該物納申請税額を延納申請税額であるとみなした場合における、相続税法第 38 条第 1 項（租税特別措置法第 70 条の 8 の 2 第 1 項及び第 70 条の 10 第 1 項を含む。）の規定により延納が認められる最長年数とし、延納が認められる最長年数の区分が 2 以上ある場合は、それぞれの区分の最長年数に、当該区分に用いた財産の価額の合計額が課税相続財産の価額に占める割合を乗じて計算した年数（1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）を合計した年数
- (2) 納期限等（物納申請の却下に係る再申請（相続税法第 45 条）又は特定の延納税額に係る物納（相続税法第 48 条の 2）の申請においては、申請書を提出する日）における平均余命年数（厚生労働省が公表する完全生命表に掲げる年齢、性別に応じたもので、1 年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）

《計算例》

- (1) 物納申請税額を延納申請税額であるとみなした場合における、延納が認められる最長年数の計算

課税相続財産 における割合	不動産	0.50	最長 年数	不動産	15 年
	合計	1.00		その他	10 年

$$15 \text{ 年} \times 0.50 = 7.5 \therefore 7 \text{ 年} \quad 10 \text{ 年} \times (1 - 0.50) = 5 \therefore 5 \text{ 年} \quad 7 \text{ 年} + 5 \text{ 年} = 12 \text{ 年}$$

- (2) 平均余命年数（令和 7 年 4 月 1 日相続開始、男性 61 歳）…23.27 年 $\therefore$ 23 年

(1)12 年<(2)23 年 よって 12 年を年間納付資力（B－C－D）に乗ずる。

3 生活のために通常必要とされる費用等の考慮（符号 I）

計算上の延納期間の終了した日以後において、納税義務者等の生活のために通常必要とされる費用の 3 月分に相当する金額及び納税義務者の事業の継続のために当面必要な運転資金の額とを合計した額（以下「生活費等」という。）を加算することとされた（相令 17 三）が、簡易的な算定方法として、納期限等における生活費等と同額とする取扱いとした。

(将来の収入金額の減少が確実であると認められる場合における物納の許可限度額の計算)
41―1の2 前項ただし書きの場合の算式は、次のとおりである。

$$A - \{ ((B \times C) + ((D - E - F) \times G) + H) + (I - J) \} + K$$

(注) 算式中の符号は次のとおりである。

Aは、38―2により計算した額

Bは、41―1のBの額から、41―1のC及び41―1のDの額を控除した額

Cは、納期限又は納付すべき日の翌日から、年間の収入金額が41―1のBの額より減少する日までの年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)

Dは、年間の収入金額が減少した後の見込年間収入金額

Eは、38―2のEの額に12を乗じた額

Fは、年間の収入金額が減少した後において、事業の継続のために必要な運転資金がある場合は、41―1のDの額のうち、年間の収入金額が減少した後において、事業の継続のために必要な運転資金の額。

なお、事業の継続のために必要な運転資金がない場合は、0とする。

Gは、41―1のEの年数から、Cの年数を控除した年数

Hは、38―2のEの額に3を乗じた額に38―2のFの額を加えた額

Iは、臨時的収入の額。

なお、臨時的収入の額とは、おおむね1年以内に発生が見込まれる臨時的な金銭収入(貸付金の返還、退職金の給付の確定等)をいうものとする。

Jは、臨時的支出の額。

なお、臨時的支出の額とは、おおむね1年以内に発生が見込まれる臨時的な支出(事業用資産の購入等)をいうものとする。

Kは、Hの額

(新設)

【説明】

相続税法第41条第1項において、「税務署長は…延納によっても金銭で納付することを困難とする…金額として政令で定める額を限度として、物納の許可をすることができる」と規定されている。これを受けて、相続税法施行令第17条において「物納の許可限度額」の算出方法を規定している。

物納の許可限度額の計算における、延納によって納付することができる額は、前年の実績等を基に算定した年間の収入や生活費・事業経費が計算上の延納期間にわたって継続することを仮定して計算されていたところ、納税者の将来の収入の変化について柔軟に対応する観点から、納期限後、計算上の延納期間の内において、収入の減少が確実であると認められる場合の計算方法を新設した。

なお、A、E、I及びJの計算内容は相基通41―1と同様である。

【改正内容】

1 Bについて

相基通41―1において計算した年間の納付資力(B－C－D)の額とする取扱いとした。

2 Cについて

納期限又は納付すべき日の翌日から、計算上の延納期間内において、年間の収入金額が減少する日までの年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする取扱いとした。

3 Dについて

定年退職等により、収入金額が減少した後に見込まれる年間の収入金額とする取扱いとした。

4 Fについて

収入金額の減少後において、事業の継続のために必要な運転資金がある場合は、相基通41―1のDの額のうち、収入金額の減少後における、事業の継続に必要な運転資金の額とする取扱いとした。

5 Gについて

相基通41―1のEの年数から、Cの年数を控除した年数とする取扱いとした。

なお、2回以上、収入の減少が確実と認められる場合は、対応する年間納付資力に対応する年数を乗ずることとする。

6 Hについて

Aの金額を相基通 38－2 で示した計算方法により求められた金額による取扱いとしたことから、相基通 38－2 の計算において「生活費 3 月分＋当面の運転資金」は延納の許可限度額の計算において先に控除しているため、物納の許可限度額の計算に当たってはそれを加えることにより、計算上の延納期間において考慮されている生活費・運転資金の額は「年間の生活費・運転資金×延納年数」となるように調整するもの。

6 Kについて

計算上の延納期間の終了した日以後における、生活費等について、Hの額と同額とすることとした。

【設例】

課税相続財産の価額の合計額 100,000 万円 不動産等の価額の合計額 50,000 万円

記号	内容、計算方法	金額、年数
A	38－2により計算した延納許可限度額	5,000万円
B	41－1において計算した年間納付資力 収入金額（減少前）（800万円＋400万円＝1,200万円） 年間生活費 360万円 年間事業経費 200万円 1,200万円－360万円－200万円＝640万円	640万円
C	収入金額が減少するまでの年数 （令和8年2月3日から令和12年3月31日まで）	4年
D	収入金額（減少後）（250万円＋400万円）	650万円
E	年間生活費	360万円
F	収入減少後における年間事業経費	200万円
G	延納年数からEの年数を控除した年数 延納年数の計算（1又は2のうちいずれか短い年数） 1 延納可能最長年数等の計算 不動産割合の算出（50,000万円／100,000万円＝0.50） →延納可能最長年数 不動産：15年、動産：10年 不動産に係る年数 15年×0.50＝7.5年（→端数切捨て7年） 動産に係る年数 10年×（1－0.50）＝5年 7年＋5年＝12年 2 平均余命年数 61歳男性 23.27年（→端数切捨て23年） 12年＜23年 よって12年 12年（延納年数）－4年（Eの年数）＝8年	8年
H	当面の生活費及び事業経費として38－2から控除した額 （生活費及び事業経費の三月分）	140万円
I	臨時的収入の額	0円
J	臨時的支出の額	0円
K	計算上の延納期間終了以後の当面の生活費及び事業経費（Hの額）	140万円

$$\begin{array}{rclcl}
 & \text{(臨時的収入)} & \text{(臨時的支出)} & & \text{(計算上の延納期間終了後} \\
 & & & & \text{の当面の生活費・事業経費)} \\
 + & (\quad \text{I} \quad - \quad \text{J} \quad) \} & + & \text{K} & = & \text{物納許可限度額} \\
 & 0 & 0 & 140 & & 1,720
 \end{array}$$

6